

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年1月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・主たる地位を占めるような社会福祉事業が実施されていない状態であることから、引き続き社会福祉事業が主たる地位を占めるよう改善を進めること。
- ・会計面や経理規程等について、前回指摘事項が改善されていないため、早急に見直しや改正を行うとともに、適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的として設立された税法上の優遇措置の対象となる特別の法人であり、社会的信頼性の確保や事業経営の透明性の確保が求められている。特に、社会福祉事業が法人の行う事業のうち主たる地位を占めることが必要であるとされているにもかかわらず、貴法人においては、主たる地位を占めるような社会福祉事業が実施されていない状態である。貴法人からは令和元年(2019年)度事業計画に定める以下①～③の内容を明記した法人のあり方に係る方向性の中間報告が令和2年3月25日に提出されている。</p> <p>については、その後の貴法人等での協議等の状況を踏まえた最終報告を令和2年度末までに提出すること。</p> <p>① 今後の社会福祉事業の実施及び当該事業が主たる地位を占める予定(以下「事業実施等予定」という。)の有無</p> <p>② 事業実施等予定がある場合、その具体的な事業計画(事業内容、事業規模、実施時期等を含む)</p> <p>③ 事業実施等予定がない場合、今後の法人運営の方向性(解散、他の経営体による運営など)</p> <p>併せて、必要な定款変更を行うとともに、社会福祉事業が主たる地位を占めるよう改善を進めること。</p> <p>なお、本件については、以前から同様の指摘をしており、引き続き改善を進めること。</p> <p>おって、最終報告については、貴法人から令和3年2月1日に提出があり、定款変更につい</p>	<p>2月1日に最終報告を提出し、課題は多いものの、社会福祉法人を存続するため、一般相談支援事業、移動支援事業などの社会福祉事業の実施に向け、複数年かけて前向きに検討していくとしたところである。</p> <p>今後、事業内容の確認、対象者の検討、ニーズの把握、収支バランスなど、課題を解決するようしっかりと議論を進め、改善していくよう取り組んでいく。</p>

	<p>ては、令和3年2月8日付けで認可済であることを申し添える。</p> <p>(法第22条、審査基準第1の1(1))</p>	
2	<p>収益事業に社会福祉事業からの事業区分間繰入金収入が繰入れされていた。</p> <p>については、法人は、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができるものであり、原則として、社会福祉事業の収入を収益事業に充てることはできないので、留意すること。</p> <p>(法第26条第1項)</p>	<p>年度当初の収益事業の資金繰りの一環として一時的に借り入れたものであるが、指導のあった方法で処理するよう改善していく。</p>
3	<p>経理規程について、法令等に則して改正されていない規定があった。</p> <p>については、モデル経理規程を参考に経理規程の見直しを行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>モデル経理規程を参考に経理規程の一部改正を行い、見直しを行った。</p>
4	<p>計算書類に対する注記のタイトル及び記載事項が定められた様式に従って作成されていなかった。</p> <p>については、会計省令第29条並びに運用上の取扱い25別紙1及び別紙2を参考に記載事項の見直しを行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第29条、運用上の取扱い25別紙1及び別紙2)</p>	<p>今後、計算書類の注記の様式に従い、記載事項の見直しを行う。</p>
5	<p>総勘定元帳のうち資金収支計算書に関する科目のものが作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第3条第2項)</p>	<p>当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況となっている。今後、実施する社会福祉事業の検討に併せ、検討していく。</p>
6	<p>計算書類に対する注記(法人全体)の「10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の債権額が法人単位貸借対照表の未収金の計上額と一致していなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25)</p>	<p>今後、計算書類に対する注記の作成について、計算書類との整合性を図っていく。</p>
7	<p>補助金が交付されているにもかかわらず、補助金事業等収益明細書が作成されていなかった。</p> <p>については、補助金事業等収益明細書を作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い26(1))</p>	<p>経理規程を令和3年3月に見直しを行い、令和2年度決算から作成することとする。</p>